

## 江戸期と明治期における光明真言安心について

—伝不空訳『光明真言儀軌』をめぐる—

小林 靖典

はじめに

智山伝法院では以前、「密教と習俗」をテーマに総合研究を行い、その成果が五つの研究室より提出されている。その中では、はからずも教学・事相・宗史の三研究室が《光明真言》の機能の一側面である《土砂加持》について、それぞれの立場、視点をもってさきのテーマを論じていた。この光明真言による土砂加持は、菩提流支訳『不空羅索神変真言経』の「灌頂真言成就品第六十八」（以下『不空羅索経』）と不空訳『不空羅索毘盧遮那仏大灌頂光真言』（以下『不空軌』）を典拠とするものである。ただ、光明真言が説示されている経軌は『不空羅索経』と『不空軌』だけではなく、伝不空訳、すなわち偽経とされている『毘盧遮那仏説金剛頂経光明真言儀軌』（以下『光明真言儀軌』）があり、そこには光明真言による土砂加持の記述はなく、儀軌独自の光明真言観を説示している。そこで本稿では、この『光明真言儀軌』が成立してから後、どのようにこの儀軌が用いられてきたかを確認し、

江戸期と明治期の学匠等が光明真言を宣布する上で、この儀軌をどのように扱ってきたのかを明らかにすることを目的とするものである。

### 一、江戸期以前の光明真言信仰と安心の梗概

そこではじめに、日本において光明真言が受容されてきた過程について、先学の業績<sup>②</sup>に従いながら確認しておきたい。

まず『光明真言秘式』一卷なる著作が『弘法大師全集』第五輯に輯録されているが、この書は濟運（一〇二五～一一一五）の『大師製作書目』をはじめとして、その他の弘法大師空海の著作目録にその書名を確認することができず、それ故、本書は空海に仮託された偽撰であるとの評価が定着している。そこで他に目を向けると、光明真言の典拠とされる経軌のひとつである『不空軌』が、空海によって請来されていたことが、大同元年（八〇六）に朝廷に提出された『御請来目録』に見えることから、空海が光明真言を認知していた可能性は否定することはできない。しかしこれだけで、確実に空海が法会などにおいて実際に光明真言を唱え、またこの真言を敷衍していたという事実は見いだすこともできず、この時期の光明真言に対する信仰は、その萌芽が確認することができないとされている。

そこで時を降り、他の史料に目を向けてみるならば、光明真言が実際に法会などで唱えられたとみられる記録は、『日本三代実録』の元慶四年（八八〇）十二月十一日の記事に、

円覚寺に於て僧五十口を延き、今日より始む。昼は法華経を読み、夜は光明真言を誦す。太上天皇の崩後四

十九日を、薫修の終と為す。

〔新訂増補 国史大系 四〕四八八頁の取意

とあるように、清和太上天皇の御崩御に際し光明真言が唱えられたという記事が、初見ではないかとされている。さらに降って、『中右記』の長承元年（一一三二）十二月七日の記事に、

晩頭、高野正覚房聖人入り来る。光明真言の令処（マツ）を問う。答えて云く、大日并に阿弥陀の呪なり。功德甚深にして不可思議なり。

〔増補 史料大成 中右記六〕三五五頁

とあるように、大日如来はもちろんのこと、光明真言が阿弥陀如来の真言であるとの記述があり、この頃には、光明真言は浄土教との密接な関係を持ちながら、光明真言を誦じし、また土砂加持を行じて、亡者の往生や得脱を願うものとなっており、これは後に述べるように『光明真言儀軌』の成立とも関係していると考えられることのできる記事でもある。

つづいて鎌倉期に至ると、叡尊が光明真言会を催し、明恵が光明真言土砂加持および加持された土砂の功德を宣布する著作を行って、これまでと同様に亡者の滅罪や得脱をして往生を願うといった、葬送儀礼を中心とすることは勿論のこと、さらにそれらの法会の意義に、漁を生業とする者や遊女などの罪障重き者とされる社会の弱者を、来世において救済するという目的が加わるようになったことが指摘されている<sup>(3)</sup>。また、明恵、道範、印融等の学匠<sup>(4)</sup>によって光明真言に対する句義解釈がなされ、明確に光明真言を真言教学の中に位置づけるようになった。ところで、光明真言の典拠とされる経軌には、『不空絹索経』『不空軌』『光明真言儀軌』の一経二軌があり、

このなかで不空訳と伝えられている『光明真言儀軌』は偽経であるとの評価がされていることは冒頭に述べておいたが、この儀軌が成立したのは、おそらく日本において十一世紀初頭から中葉ごろであろうとされ、この儀軌が成立したことにより、その後の光明真言による民衆教化の新たな局面を迎えることになったと考えられる。そこで『光明真言儀軌』の内容を簡潔に示すならば、その冒頭に、

爾の時に毘盧遮那如来、諸の菩薩一切の天人大衆に告げたまわく、我れ今、未来世の一切の諸の行人法者の為に、此の光明真言の法要を説かん。汝等大衆、當に聴くべし、我れ今次第に汝等が為に演説すべし。

(田中海心『光明真言集成』三三二頁)

と説く、すなわちこの儀軌は《毘盧遮那如来》が《未来世の一切行者》の為に《光明真言の法要》を説いたものであり、その法要とは、

【A】

- ① 光明真言は、諸仏如来の心中の秘密呪である。
- ② 光明真言は、大日如来と阿弥陀如来の心中の神呪である。
- ③ 光明真言は、五智如来にして、非我の身を現じて一切の魔を破す。
- ④ 光明真言は、百億の大乗經典・陀羅尼・法門より機能が勝れている。
- ⑤ 光明真言は、一切諸仏菩薩の母である。

〔B〕

- ① 光明真言を、聞いて受持するならば、
- ② 光明真言を、聴聞するならば、
- ③ 光明真言を、誦持するならば、

〔C〕

- ① 無量の苦惱災悪と生死輪廻の重罪を滅除し、
- ② 福德と智慧の二資糧を満足し、

〔D〕

- ① 一切の所願を満足することができる。
- ② 輪廻より解脱して、速やかに正覚を成ずることができる。
- ③ 死者の霊を阿弥陀如来が極楽浄土に引導し、往生させることができる。
- ④ 女人は変成男子することができる。
- ⑤ 女人は大梵天王と成ることができる。
- ⑥ 女人は端正な形貌を得ることができる。
- ⑦ 妄読妄誦の罪を免れて、如法にして清浄に成ることができる。

【B'】

①光明真言と阿弥陀如来の種子を書き付けた卒塔婆を墓所に建立すれば、



【D'】

①墓所の霊を極楽浄土に往生させることができる。

というものである。すなわち《光明真言は【A】である、それ故【B】【B'】するならば、【C】にして、【D】【D'】することができる》ということが縷々説かれているのである。

この中で【A】②の「光明真言は大日如来と阿弥陀如来の心中の神呪である」は、前に言及した『中右記』の記事の内容と合致するものであり、また【D】③と【D'】①によっても、光明真言と浄土教との融合を示していることが理解できる。そして本儀軌全体の特徴は、罪障を除いて成仏することができることができ、または西方極楽浄土に往生することができるということに集約できるものである。また【D】の④⑤⑥は、本儀軌が成立する頃までに女性に対する差別が、日本社会において確立していたことを示している。

そしてこの儀軌の成立による影響を受けたのが明恵であろう。すなわち、明恵が安貞二年（一二二八）十二月に著した『光明真言土砂勸信別記』の最後に、

又此の真言の力に依て、法華經に説く所の、女人の五障を転ずる事あり。その事は先年仮字にて本書の文を  
やはらげて、真言の功能を書出す事あり。彼の中に一段の問答ありて分別するがごとし。

とあり、光明真言と女人の五障を転ずる転成男子との関係があることから、明恵は『光明真言儀軌』の内容に基づく著作をしていたと思われる、それは、平雅行氏の指摘によるならば、寛文四年（一六六四）に書写されたという東大寺図書館に所蔵されている『光明真言功能』なる書が、貞応三年（一二二四）五月に明恵が著したという同名の書ではないかという<sup>6)</sup>。そこで実際に東大寺所蔵の『光明真言功能』の内容を見るならば、それは前に示した『光明真言儀軌』の内容をほぼ網羅したものとなっており、それに加えて、『不空羅索経』と『不空軌』に示されている光明真言土砂加持の功德を説いていることから、明恵の作として問題ないと思われる。

また叡尊作と伝えられている『光明真言和讃』には、「法身遮那の真実語、阿弥陀如来の心中呪」等<sup>8)</sup>とあって、これもまた『光明真言儀軌』の【A】②と同様のものであり、この和讃が叡尊の作であるならば、叡尊もまた『光明真言儀軌』をある程度意識していたのではないかと思われる。

## 二、江戸期の光明真言安心

ついで江戸期における光明真言に対する信仰や安心は、先学が既に指摘しているように、豊山第十一世の亮汰（一六二一〜一六八〇）が、それまで往々にして偽経であると評価されてきた『光明真言儀軌』を真経であるとした上で、本儀軌に註解を施した書を著したことによって転機を迎えることになる。まず、亮汰は『不空軌』の注釈書である『大灌頂光真言経鈔』を寛文七年（一六六七）に、ついで『光明真言儀軌』の注釈書である『光明真言経照闡鈔』を寛文一二年（一六七二）に著したが、これを契機とし、また啓発・触発されて、両書に対する

注釈書が著されるようになった。その一部を示すと、

英嶽（一六三九〜一七二二）『光明真言經鈔箋解』

寛文九年（一六六九）刊

観応（一六五六〜一七二〇）『光明真言經照闇鈔蒙引』

元禄五年（一六九二）刊

覚眼（一六四三〜一七二二）『光明真言照闇鈔冠註』

元禄八年（一六九五）刊

泰音（一六六六〜一七二〇）『光明真言經照闇鈔纂靈記』

宝永七年（一七一〇）刊

音如編（ 出自不明 ）

『光明真言經照闇鈔纂靈記拾遺』正徳五年（一七一五）刊

などがある。これに対して『光明真言儀軌』を偽經とした反駁書である『光明真言儀軌弁妄或問』が享保三年（一七一八）に刊行され、更にこれに反論して、真經であると主張する『光明真言儀軌弁妄或問破斥』が提出されている。

さて、亮汰の『光明真言經照闇鈔』は、『光明真言儀軌』の經文を逐語的に經論を引いて注釈し、解説を施したものである。そしてそれは真言教学の中でどのように光明真言を理解すべきかを僧侶に対して示したもので、それをそのまま直ちに教化や説教に使用できるもの、また使用するようなものではなかった。そこで、私が現在披見することができた江戸期の光明真言安心を唱えたといえる書について、いささか考察を試みることにしたい。それには以空上人（一六三六〜一七一九）の光明真言信仰について見ておくことにする。なぜなら以空には、亮汰の二つの著作とほぼ同時期に成立した、『玉かがみ』と『窺誓伝』等の著作があり、前者は寛文二年（一六六二）、後者は寛文七年（一六六七）に成立しているのであるが、江戸期においておそらく最初に『光明真言



儀軌』に基づき、在俗の信徒に対してその信仰や安心を説いたものであるからと考えるからである。

まず『窺誓伝』には、

さてまた聖天光明真言を納受し給ふ事は、双身天王は大日弥陀の垂跡なるが故なり。此の神呪は両軀如来の心中秘密呪といひ、ことには万億無数の諸仏如来の密言なり。此真言を誦持するものは、菩提の益にあづかるのみにあらず。かねては世間のぐわんをも成ず。〔増補 真言宗安心全書〕巻下、一八一～一八二頁)

とあり、これに依るならば、光明真言は大日如来と阿弥陀如来の神呪（前に示した『光明真言儀軌』の【A】②、一切諸仏の密言（同【A】①）であり、この真言を誦持すれば（同【B】③）、正覚を成じ（同【D】②）、また世間の一切の所願を満足することができる（同【D】①）といい、また『玉かがみ』には、

それしんごんしゅうは大じゃうなり、種種のひみつありと申せども、中にもくどくすぐれてたつときは、ひとへに光明真言なり。これを（唱ふる）人は、あくじさいなんを除き、ふくじゅぞうちやう、あんおんけらくをかうぶり、諸じん諸仏はくわんぎえつかしたまい、後世にはすみやかにじゃうぶつす。女人は変成男子そくとくじょうぶつの利やくあり。

ばうこんとぶらひのためには、なおもつてくどくすぐれたり。そとばに書してはか所に立ぬれば、上はひそう天、下は無間ならくのくるしみをすくひ、たちまちに、其のようどうへんじて八くどく水の池となる。

光明真言は、もうねんふじゃうの心にてても、（となへさせ）たまはば、わうぜうはそのまままぞくし、し

んじんけんごにとなふれば、そくとくじゃうぶつ、うたがひなし。されば、まつだいのほんぶ、ふじゃうをえらばず(となへよ)と、大日如来すすめ給ふ。しやうもん儀軌にあきらかなり。

然ればくどくわうだいの光明真言、けんごに(となへさせ)給はば、女人じゃうぶつする事などか、うたがひあらじとこそ。

さて光明真言を率都婆にかきて、墓所にあんちすれば、かの靈こん、ごくらくじゃうどにわうぜうし、じゃうぶつの時は、眉間よりひかりをはなつ。

光明真言は、一切のまんどく、五智のによらいの大ひみつしゆなり。

又光明真言一遍(となへて)、ほうこんにをゑかうすれば、阿弥陀如来御手をさづけてごくらくじゃうどにいらんどうしたまふ。四十九へん(となへて)ゑかうすれば、無量寿如来かの靈を荷負してごくらくに生ぜしめたまふ。又ごくぢうあくにんありて、ごくく餓鬼ちくせうあしゆらどうにおち、そのくるしみをまぬがるる期なきもののためにも、おのおの四十九へん(となへて)ゑかうすれば、そのくるしみをまぬがれ、じゃうどにわうぜうすと、しやうもん儀軌に明白なり。

そのゆゑは未来世のもののために、此光明真言の法要をとかんと、大日如来のべたまふなり。

(増補 真言宗安心全書 卷下、一七三―一七七頁の取意)

(文中の傍点・傍線・へ)は筆者による)

とあって、これらに依るならば、まさに『玉かがみ』の文中の傍線部分は、『光明真言儀軌』の序と等しく、また「ししようもん儀軌にあきらかなり」(文中の傍点部分)とあることから理解できるように、以空は光明真言信

仰を宣布するにあたって『光明真言儀軌』を基調としていることが知られる。

このように以空は、『光明真言儀軌』を基調としていることは疑いのないことであるが、以下の二点について、『光明真言儀軌』と異なる以空独自の主張が見える。その第一の点は、『光明真言を受持する』ことと『光明真言を聴聞する』ことの功能・功德について言及していないことであり、言い換えるならば、文中に「（で示したように、光明真言を唱え、その功德を縷々述べていること、すなわち、道俗を問わず光明真言を唱えさせることを第一の目的としていることである。第二の点は、光明真言と阿弥陀の名号とを唱える功德について、その勝劣を判じていることである。すなわち『玉かがみ』の中に、

光明真言と弥陀の名号との、くどくしゃうれつをたいべんするに、あみだによらひ一だいのうへのせんりやく深秘のかはりあれば、しんごんとめうがうとのくどく、大きにかはれり。そのうへ此真言一へんとなふるくどくは、百おくむりやうの大乗経、おなじく法門だらにをじゆするにひとし。そのくどくさいしようたりと、大日如来さんだんしたまふなり。又わうぜうとじゃうふつとは、かくべつの事なるを、おなじようにおしやり、大にあやまれり。そのゆゑは觀経の疏に見侍るにも、弥陀のめうごうをとなへてのくどくは、三心具足のねんぶつにても、わうぜうまではいたりぬれども、じゃうぶつは成がたし。光明真言は、もうねんぶじゃうの心にてても、となへさせたまはば、わうぜうは、そのままんぞくし、しんじんけんごにとなふれば、そくとくじゃうぶつ、うたがひなし。されば、まつだいのほんぶ、ふじゃうをえらばずとなへよと、大日如来すすめ給ふ。

〔増補 真言宗安心全書〕 卷下、一七四―一七五頁の取意

と説き、この中でまず「光明真言と弥陀の名号との、くどくしゃうれつをたいべんするに、あみだによらひ一だいのうへのせんりやく深秘のかはりあれば」と説いて、『光明真言儀軌』の「此れ大毘盧遮那如来と無量寿如来と兩驅の如来の心中の神呪なり」というテーゼを前提とした上で、光明真言と阿弥陀如来の名号との功德の勝劣を判じ、光明真言は阿弥陀如来の深秘であり、阿弥陀如来の名号は浅略であるとす。それ故、その功德には自ずと勝劣・優劣があり、光明真言は妄念がある不浄な心で唱えたとしても西方極樂浄土に往生することができ、もし妄念が無く信心堅固な心にて唱えたならば、成仏（おそらく即身成仏であり、現身往生のことと思われる）することができるという条件が満たされて、これに対して称名念仏は、『観無量寿経義疏』<sup>10</sup>に至誠心・深心・廻向發願心の三心を具するという条件が満たされて、ようやく西方極樂浄土に往生することができるという説かれているが、それによって成仏することができることまでは説いていない。それ故、機根の上下を問うことなく、至心に光明真言を唱えることこそが肝要であると、以空は主張するのである。

このように以空は、『光明真言儀軌』を基調とし、その上で独自の主張をしていたことを確認してきたのであるが、ここに示した以空の『玉かがみ』は、寛文二年（一六六二）、以空が御水尾法皇と本院御所の両院に紫宸殿に招かれ、光明真言を講じたものを改めて両院に献じたものを、一般世俗に流布することを目的として開板したものであったということ鑑みるならば、当時の在俗の檀信徒にとって、浄土宗や浄土真宗の阿弥陀如来の名号を称えることと、光明真言を唱えることとの判別がつかないという状況が垣間見えるのではないだろうか。

また、この以空の『玉かがみ』と『窳誓伝』以外には、天和三年（一六八三）以降に成立したと推測されている天台僧である慧空（生没年不明）の『光明真言利益』<sup>11</sup>や正徳三年（一七二三）に刊行された鏡寛（生没年不明）

の『光明真言得道按心鈔』<sup>(17)</sup>などの書も、『光明真言儀軌』を基調にして、光明真言信仰を道俗問わずに宣布したものであることが確認でき、また、享和三年（一八〇三）等空（一七四五～一八一六）の『発心不退章』に「光明真言は大日如来と阿弥陀如来との心中の神呪なり」<sup>(18)</sup>等と説いていることよって、等空も『光明真言儀軌』に基づいて光明真言信仰や安心を説示していたことが知られ、江戸期における光明真言信仰・安心の宣布には、『光明真言儀軌』が果たした役割は大きいものであったといえよう。

### 三、明治期の光明真言安心

つぎに明治期の光明真言に対する信仰や安心についてであるが、管見によれば明治期に光明真言の信仰や安心を説示するものには、つぎのようなものがある。

- i 佐伯慈明（一八一六～一八七八）『弘法大師和讃』<sup>(14)</sup>明治九年（一八七六）
- ii 佐伯旭雅（一八二八～一八九一）『真言宗安心―下根に示す―』<sup>(15)</sup>明治九年（一八七六）
- iii 上田照遍（一八二八～一九〇七）『光明真言初学要覧鈔』<sup>(16)</sup>明治十二年（一八七九）
- iv 上野相憲（一八三二～一八九八）『密海慈舟』<sup>(17)</sup>明治一二（一八七九）
- v 服部鏤海・柴田智秀『真言安心和讃』<sup>(18)</sup>明治十二年（一八七九）
- vi 服部鏤海・柴田智秀『光明真言和讃』<sup>(19)</sup>明治十二年（一八七九）
- vii 服部鏤海（一八四六～一九〇九）『教導弁要』<sup>(20)</sup>明治十二年（一八七九）
- viii 東善城（一八二七～一八四四）『密宗安心三品悉地四種法身事』<sup>(21)</sup>明治十二年（一八七九）

- ix 別所栄巖（一八一四～一九〇〇）『密宗安心教示章』<sup>22</sup> 明治一七年（一八八四）
- x 権田雷斧（同右）『光明真言経随聞記或問』<sup>23</sup> 明治二三年（一八九〇）
- xi 権田雷斧（一八四六～一九三四）『光明真言句義字義釈』<sup>24</sup> 明治二六年（一八九三）
- xii 権田雷斧（同右）『新義真言安心意得』<sup>25</sup> 明治二六年（一八九三）
- xiii 智山派宗務所編『密教安心章』<sup>26</sup> 明治三八年（一九〇五）
- xiv 齊藤隆現（一八六八～一九四七）『光明真言功德述讚』 明治三八年（一九〇五）

これら中で『光明真言儀軌』を基調として信仰や安心を論じていたものは、ixとxiとxiiiの著作である。<sup>27</sup> 前章において、以空は『光明真言儀軌』を基調とした上で光明真言を唱えることを強調し、さらに阿弥陀如来の名号を称えることの功德に対して光明真言の功德が優れていることを説いて、光明真言信仰や功德について以空独自の主張をしていたことを確認した。ixとxiとxiiiの著作もまた同様に『光明真言儀軌』を基調としているが、以空のそれと異なった独自の主張が見える。ただし三者のそれは細部は異なっているが、その論旨は三書ともほぼ同様なものとなっており、xiとxiiiの二書はixを継承したものである。このような中でこれらの三書は、光明真言は大日如来と阿弥陀如来の心中の神呪、諸仏菩薩の総呪であり、それ故、その功能や功德は廣大無辺であることを宣布し、更に『光明真言儀軌』の中にも説かれていた《女人の变成男子説》に対し、新たに真言教学の立場から解釈を施していることが独自な点である。そこで以下は、ix『密宗安心教示章』に説かれている《女人の变成男子説》を中心に見ていくのであるが、その前に『光明真言儀軌』に説かれている《女人の变成男子説》を確認しておきたい。

若し女人あつて女身を厭うて、男身と成らんと欲さば、常に此の真言を誦持せば、必ず女身を転じて男身を得ん。若し常に誦持せん女人は、大梵天王と成ることを得ん。若し形貌醜陋の女人、此の真言を誦持して、一万遍を満てば、必ず端正なる形貌を得て、世間の諸人の為に愛敬せられて疑い無し。

(田中海応『光明真言集成』三二六頁)

と儀軌中に説かれているが、これは『法華経』の「提婆達多品」に龍女が男身に変じて成仏する話が説かれていること<sup>(28)</sup>を承けたもので、この儀軌では光明真言を誦持することにより、女身を転じて男身を得られ、大梵天王に成ることが得られるといい、さらに世俗の所願である端正なる形貌を得られるという説示されている。つぎに明恵の作と考えられる『光明真言功能』の中に説かれている、変成男子の部分を確認しておきたい。

若女人アリテ、女身ヲイトイテ此真言ヲタモテハ、女身ヲテンジテ男子トナルコトヲウル也。若ツ子ニタモタン女人ハ、大梵天王トナルコトヲウトイヘリ。法花経ニ、女人ニ五ツノサワリアルコトヲトキタマエル中ニ、一者不得作梵天王等ト説レテ、女人ハ梵天王トナルコトヲエズトイヘリ。爾ルニ真言ヲ持ツ女人ハ、此サワリヲノゾヒテ梵天王トナルコトヲウトイヘリ。其余ノサワリ、ノゾカズト云コトナシ。然アレバ、此真言ヲ信シタモタツ女人ハ、五ツノサワリヲ除テ、皆自在ヲウル也。<sup>(29)</sup>

すなわち、このような考えは、光明真言信仰と浄土往生信仰とが接触・融合することによって、平安期以降に

ことさらに強調されるに至った女人の五障三従説が、包摂された結果であると考えられる。ここにいう五障とは女人には梵天王・帝釈天・魔王・転輪聖王・仏の五種になることができない障害があるという説<sup>(30)</sup>、三従とは女人幼い時には親、嫁しては夫、老いては子の三つに従うものであるとする説で、これらはいずれも女人の成仏を妨げる根本的障害であるから、女人は男に変身しなければ仏になることができないという変成男子説<sup>(31)</sup>が、本書にも取りあげられ強調されるに至ったのである。

また以空の『玉かがみ』には、光明真言を誦持することによって「女人は変成男子そくとくじょうぶつの利や<sup>(32)</sup>くあり」と簡潔に述べているだけである。

では、明治期において女人の往生・成仏をどのように説いているのだろうか。それには、前に述べておいたように明治十七年（一八八四）に編まれた別所栄蔵のix『密宗安心教示章』に従って見ていくことにする。その中の「第十三 回向勝他章」に、

夫れ光明真言は、大日如来大灌頂の神呪なるのみならず、又た阿弥陀如来の心中秘密呪にして、殊に諸仏菩薩の総呪なり。されば念誦の功德も亦た随て广大無辺なるが故に、設ひいかなる罪業深重の男女にても、此の功德を信じて唱ふる時は、五智の光明に照されて、往生浄土の素懷を遂げんこと疑なき者なり。特に先亡得脱の為に廻向せんには、此の真言に過ぎたる功德あることなし。（『真言宗安心全書』上巻、六五八頁）

とあり、光明真言を大日如来と阿弥陀如来の心中の神呪、秘密呪とし、儀軌では諸仏菩薩の総呪であるから、誦持する功德は广大無辺であると述べていることは、『光明真言儀軌』を基調としており、これを前提とした上で、



光明真言を誦持することによって罪業が深い男も女も浄土に往生することができると説示する。すなわち、いまここに問われていることは、光明真言に対する信とそれに基づく実践だけであり、それはまた、男女の区別や差異によるものではないということである。これと同様に「第八 皆婦大日章」でも、

依て大日如来の御誓願の中には、弥陀如来の四十八願も、薬師如来の十二上願も、其他あらゆる諸仏菩薩の誓願本誓、一として漏ることなし。されば大日如来の真実本願大灌頂の光明真言を唱ふる時は、自ら一切の仏菩薩の本誓に契ふが故に、道俗男女諸共に悉く有縁の浄土へ往生せらるること、疑ひなき者なりと、諦信決定致すべきなり。

〔真言宗安心全書〕 上巻、六五四頁の取意

と説示し、道俗や男女の相違を問うことなく、大日如来の本誓である光明真言に対する信と行とによって、有縁の浄土に往生できると説く。そして女人往生章では、

女人は五障三従とて、身に障り多くして、仏法に入りがたき由、如来も説き給へり。かく輪廻生死の業のみを造りて、仏法にはますます遠ざかる女人の身も、真言経王の功德にては、罪業消滅して、速に浄土に往生せらるるなり。是を以て興教大師は「破戒の僧尼も必ず往生を得。造悪の男女も定めて極楽に生ず」と述べ給へり。是故に諦信決定する時は、いかなる女人といへども、必ず有縁の浄土に往生せんこと疑あるべからず。是れ蓋し真言教力の不思議にして、化益甚深の致す所と厚く信じて怠りなく、真言念誦相続し、往生浄土を願ふべきなり。

〔真言宗安心全書〕 上巻、六六〇頁

とし、女人には五障三従という障りがあるけれども、真言の功德力は勝れているから、真言に対する信心が揺るぎなくして、誦持するならば往生することができるという、ここで女人に問われているのは、五障三従という障害があるということではなく、女人自身の信心だけなのである。ただここで注意しておきたいのは、ここでは変成男子することを肯定も否定もしていないことである。その上で、つづく「第十六 女人成仏章」では、

女人成仏のことは、何れの宗にも其の沙汰あることなれど、皆な女人は五障の雲深ければ、其の身其の儘にては、仏に成りがたき者なりと云へり。是故に釈尊出世の本懐とも云る法華経にも龍女成仏を説き給へども、猶も変成男子にてのことなり。又た阿弥陀如来、超世の悲願にも、同じく変成男子と建て給へり。然るを吾宗にては、一切衆生の色心の実相は、常に是れ毘盧遮那の平等智身にして、皆な是れ六大の所成なりと談ずるが故に、女人とても此の平等智身、六大所成の外なければ、皆な悉く成仏せらるるなり。是を以て高祖大師は「若し信修すること有れば男女を論ぜず。皆な其の人なり」と仰せられたり。さればいかに五障の罪深くとも、秘密灌頂の壇に入り、三平等句の法を受け、機教相応する時は、速に成仏することを得るは、独り吾が密教不共の談にして、他門知らざる深趣なり。かかる不思議の深教なるが故に、仮令、劣慧の女人たりとも、此の尊き御法を信知して、専ら光明真言を唱ふれば、往生浄土疑なしと、安心決定すべきなり。

〔『真言宗安心全書』上巻、六六〇～六六一頁〕

と述べて、これまでは、五障に纏われた女人は変成男子することが必要条件であり、これを満たすことによって、

ようやく女人の往生や成仏が可能であると説いてきたが、これに對して真言密教では男女の別なく、すべての衆生の身心は本よりこのかた大日如来の平等智身、すなわち大日如来自身がこの法界に遍満していることに他ならず、このことはまた、大日如来の本誓でもあるとの理解により、すべての衆生は成仏することができ、それ故、わたしたちはそれを信じて、ひたすらに行ずるだけなのである。ここに至っては、女人の五障三従はもとより変成男子説をはっきりと否定した上で、ここに敢えて「第十五 女人往生章」と「第十六 女人成仏章」の二章を立てて、すべては大日如来とする真言教学に立脚した主張をするに至るのである。

そこで最後に、『密宗安心教示章』以降、すなわち権田雷斧のxii『新義真言安心意得』と智山派宗務所のxiii『密教安心章』との主張を確認して、拙論を終えることとする。まず『新義真言安心意得』には、

それにつけても女の身は、五障の罪過重く疑心嫉妬の妄念ふかきゆゑに、十方三世の諸仏にもきはれたる身なるを、一切衆生の色心の実相は男子女人のへだてなく毘盧舎那平等の智身なるを証知し玉ふ大日如来に  
てましますばこそ忝くも助け玉ふなれ  
(『権田雷斧著作集』第十五卷、三四頁)

とし、『密宗安心教示章』とほぼ同じ論旨となっている。つぎに『密教安心章』の「八 女人成仏」には、

一塵一法も悉く六大所造ならざるはなく、事事物物皆四曼三密の境界なれば、一法は本来平等平等にして差別あることなし。故に六大法界の無碍する所、此当相を動ぜずして直に本具の仏性を開顯することを得べし。左れば疏家は「一切衆生の色身は常に是れ毘盧遮那の智身」と判じ、男女等しく菩提の益を被ることを説き

給ひ、經には「善男子善女人ありて斯の如き法を見れば、至らざる所に至らしめ、仏菩薩と同處なることを得<sup>37)</sup>」と示され、弘法大師は「若し信修するあれば男女を論ぜず、皆其人なり」と仰せられ、興教大師は「破戒の僧尼も必ず往生を得。造悪の男女も定めて極楽に生ず」と述べ給へり。故に女人の当相も法界の妙相にして、一念の諦信に迷を転ずれば不退転を証得し、三世の覚母、一切衆生の母と顕はるべきものなれば、乳呑子供を見る暇も、家夫舅姑に事ふる間も、真言念誦に心を励まし、須臾も出離解脱の要道を忘るまじきことなり。

〔『真言宗安心全書』上巻、八一五頁〕

とし、ここでも同様に、すべての衆生は大日如来と平等平等であるということ踏襲しているが、ここでは既に女人の五障にさえ言及することなく、さらに女人は三世諸仏の覚母であることまで、主張するまでに至っている。このような『密宗安心教示章』からの変化は、どのように考えたならばいいのであろうか。それには明治期における《僧侶の肉食妻帯》の問題に対応する姿勢の変化が、少なからず関係していたからではないだろうか。明治五年の政府による「神社仏閣の女人禁制が廃止する旨」および「今より僧侶、肉食妻帯蓄髮等、勝手為るべき事」の布告にはじまり、真言宗においては、明治二九年に「真言宗宗制から僧侶の妻帯禁止の条項が削除される」に至るのであるが、その間の状況は、中村生雄氏によれば、「明治初年の戸籍表をもとに推計した同時期の僧侶の妻帯率は、浄土真宗を除いた場合でもすでにおよそ二割弱になっていただろうとされている。各宗当局のこの問題への対処方針が当初の明確な否定から事実上の黙認へ、そして容認へと変化していった。それ故、総じて明治三〇年代は旧態依然の戒律復興運動への情熱が衰え、現実主義が隆盛となった時期である。またそのころになると、大黒や梵妻（いずれも僧侶の妻に対する名称）にまつわる世間からの悪意と偏見に満ちた旧来のイメージを

払拭し、良質な僧侶の妻が必要とされ、仏教界の中心テーマが宗団論から家族論へとシフトした時期である<sup>(8)</sup>とされている。この中村氏の指摘を鑑みるならば、仏教教団の関心が家族論へとシフトしたということは、おそらく真言各派、智山派においても同じような状況であったはずであり、明治三八年に智山派宗務所から『密教安心章』が出版されたときも、そのような状況がある程度反映した結果であるともいえるのではなからうか。

おわりにかえて

以上、江戸期と明治期における光明真言信仰や安心に、『光明真言儀軌』がどのように受容されてきたかを確認しながら辿ってきた。そこには、それぞれの論師において、『光明真言儀軌』を依用しつつ、それらの時代性を匂わせた独自の光明真言安心が語られていた。しかし本稿においては、光明真言安心と時代性との関わりについて、その推測を述べたに過ぎず、今後は確かな論証を加える必要があり、また、女人の往生や成仏についても時代背景を明らかにしていく作業が必要であると考えている。

そして不空訳と伝えられている『光明真言儀軌』につきまとう偽経問題は、江戸期においても論争があったように、明治期においても同様であった。一例をあげるならば、『六大新報』第二五一号(明治四一年六月二日)の蓮生幽芳氏による「安心問題について―光明真言改廢の議―」と題する投稿には、光明真言の宣揚に対するいくつかの疑義が提出され、その中のひとつにこの『光明真言儀軌』偽経問題があり、この投書に対する反論が紙上で為されていることがある。またこの問題については、明治期において光明真言安心を宣揚しながらも『光明真言儀軌』を用いていないものも多数あるという事実をどのように考えたらいいのか。明治期の学匠のあいだでは、おそらく偽経であるとの認識が強かったのではないだろうか。いずれにしても現段階では明らかすることが

できなかつたので、いずれも今後の課題としたい。

〈キーワード〉

女人往生 女人成仏 以空 『密宗安心教示章』 『新義真言安心意得』 『密教安心章』

註

- (1) 『現代密教』第六号(智山伝法院、一九九三年)を参照。
- (2) 榊田良洪『真言密教成立過程の研究』第二篇 第一章 光明真言信仰の勃興(山喜房佛書林、一九六四年)などに詳しい。
- (3) 小笠原弘道「中世における光明真言信仰の様相」(『新義真言教学の研究』大蔵出版、二〇〇二年)を参照のこと。
- (4) 鎌倉期以降、明恵は『大灌頂光真言句義釈』、道範は『光明真言四重釈』、印融は『光明真言句義』をそれぞれ著している。
- (5) 速水侑「平安貴族社会と仏教」第二章第二節(吉川弘文館、一九七五年)
- (6) 平雅行「日本中世の社会と仏教」第四篇 女性と仏教 X 顕密仏教と女性」(塙書房、一九九二年)
- (7) 平雅行氏前掲書の「X 顕密仏教と女性」の註記(40)を参照のこと。
- (8) 『真言宗安心全書』下巻、八五〇～八五二頁
- (9) ニールス・グェルベルク氏は、亮汰による一連の開板を(寛文の転機)と呼んでいる。「近世の光明真言信仰資料(その一)」(『人文論集』第四三号、早稲田大学法学会編、二〇〇四年)による。
- (10) 慧遠撰『観無量寿経義疏』(大正蔵三七卷、一八三上)に「上生者先發三心。一至誠心二者深心三者迴向發願心」の文を指すか。
- (11) ニールス・グェルベルク「近世の光明真言資料(その二)」(『人文論集』第四四号、早稲田大学法学会編、二〇〇五年)
- (12) ニールス・グェルベルク「近世の光明真言資料(その三)」(『人文論集』第四三号、早稲田大学法学会編、二〇〇四年)
- (13) 『真言宗安心全書』下巻、四二六頁
- (14) 『真言宗安心全書』下巻、八六四頁

- (15) 『真言宗安心全書』 上巻、五六五頁
- (16) 『真言宗安心全書』 下巻、一九七頁
- (17) 『真言宗安心全書』 上巻、五七八頁
- (18) 『真言宗安心全書』 下巻、八五六頁
- (19) 『真言宗安心全書』 下巻、八五七～八五八頁
- (20) 『真言宗安心全書』 上巻、六八〇～六八四頁
- (21) 『真言宗安心全書』 上巻、五五七頁
- (22) 『真言宗安心全書』 上巻、六五七～六六一頁
- (23) 『権田雷斧著作集』 第一六巻、七九～九一頁
- (24) 『権田雷斧著作集』 第一四巻、三二八～三六六頁
- (25) 『権田雷斧著作集』 第一五巻、一～六三頁
- (26) 『密宗安心章』 は志賀照林(一八四六～一九一六) によつて著されたもの。『真言宗安心全書』 上巻、八一四～八一五頁  
但し、xiv 齊藤隆現『光明真言功德述讚』は披見することができなかったため、『光明真言儀軌』を基調としているかは不明である。
- (27) 『法華経』「提婆達多品第十二」
- (28) 『法華経』「X 顕密仏教と女性」の註記(40)を参照のこと。
- (29) 平雅行氏前掲書の「X 顕密仏教と女性」の註記(40)を参照のこと。
- (30) 『妙法蓮華経』「提婆達多品第十二」に「爾の時、舍利弗は龍女に語りて言わく「汝は久しからずして無上道を得たりと謂えるも、是の事は信じ難し。所以は何ん。女身は垢穢にして、是れ法器に非ず。云何んぞ能く無上菩提を得ん。仏道懸曠にして、無量劫を経て、勤苦して行を積み、具さ
- (31) に諸度を修して、然して後、乃ち成ずるなり。又た女人の身には猶を五障あり。一には梵天王と作ることを得ず、二には帝釈、三には魔王、四には転輪聖王、五には仏身なり。云何んぞ、女身、速かに成仏することを得ん」(大正蔵第九巻、三五下)と、あることによる。
- (32) 『大般涅槃経』「如来性品」に「復た次に善男子よ、若し善男子善女人等あつて、男子の身を求めざる者有ること無し。何を以ての故に。一切の女人は皆な是れ衆生の所住の處なればなり」(大正蔵第一二巻、四二二上)とあり、また『葉師琉璃光如来本願功德経』に「第八大願。願くは我れ来世に菩提を得ん時、若し女人有て、女の百悪の為に逼惱せられて、極て厭離を生じて女身を捨てんと願わんに、我が名を聞き已らば、一切皆な女を転じて男と成ることを得て、丈夫の相を具し、乃至、無上菩提を証得す」(大正蔵第一四巻、四〇五中)等とあることによる。
- (33) 『増補 真言宗安心全書』 下巻、一七三頁
- (34) 興教大師覚録『二期大要秘密集』(『興教大師全集』下巻、一九七頁)の文。
- (35) 『大日経疏』に「一切衆生の色心の実相は、本際より已來、常に是れ毘盧遮那平等智身なり」(大正蔵三九巻、五八五中)と説かれていることによる。
- (36) 頼瑜の『胎藏入理鈔』に「今宗は有為、無為、色心の法は皆な六大所成なるが故に」(大正蔵第七九巻、一四九下)とあることによるか。

(36)

弘法大師空海『統遍照發揮性靈集補闕鈔』「叡山の澄法師理趣釈経を求むるに答する書」(『弘法大師全集』第三輯、五五一頁)の文。

(37)

『大日経』「悉地出現品第六」(大正蔵一八卷、一八上)の文。

(38)

中村生雄『肉食妻帯考』第二部・第二章「肉食妻帯問題から見た日本仏教」の取意による。